

金融商品取引法における課徴金事例集

平成21年6月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

本書は、平成 20 年 6 月に市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため作成・公表した「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新版として、平成 20 年 6 月から平成 21 年 5 月までに課徴金納付命令が決定され、決定取消しの訴えの期間が経過した 21 事例・22 件（内部者取引に係るもの 10 事例・11 件、相場操縦に係るもの 1 事例・件、開示書類の虚偽記載に係るもの 10 事例・件）を追加し、合計で 57 事例・74 件（内部者取引に係るもの 33 事例・50 件、相場操縦に係るもの 1 事例・件、開示書類の虚偽記載に係るもの 23 事例・件）について、その概要を取りまとめたものである。

平成 21 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

もくじ

I. 内部者取引に係る事例（33 事例）	・ ・ ・ ・	1～64 ページ
II. 相場操縦に係る事例（1 事例）	・ ・ ・ ・	65～66 ページ
III. 開示書類の虚偽記載に係る事例（23 事例）	・ ・ ・	67～113 ページ

（注）なお、今回新たに追加した事例については事例番号の横に「*」を記している。

I . 内部者取引に係る事例

○ 事例 1

上場会社 A 社の社員である違反行為者らは、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の社員（非役員）
株式、文書、広報等の事務に従事
- 違反行為者② 上場会社 A 社の社員（非役員）
経理等の事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

転換社債型新株予約権付社債の募集（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

8 月 11 日 常務以上の役員及び常勤監査役が出席する常務会において決定
（重要事実に係る取締役会決議は 8 月 25 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

11 月 9 日午後 3 時 30 分 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者①及び②は、いずれも、9 月 5 日午前、A 社において本件社債の発行準備に携わる実務担当者選ばれ、そのキックオフミーティングにおいて、A 社役員から当該重要事実を伝えられた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① 11 月 6 日に A 社の株券 200 株を売付価額 54 万円で売付け
- 違反行為者② 9 月 5 日午後 A 社の株券合計 1,000 株を売付価額 306 万 6,000 円で売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 4万円

(計算方法) 540,000円(売付価額)

－ 2,480円(重要事実公表後の株価) × 200株 [1万円未満切捨て]

違反行為者② 58万円

(計算方法) 3,066,000円(売付価額)

－ 2,480円(重要事実公表後の株価) × 1,000株 [1万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者①及び②は、いずれも、社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券を売付け

○ 事例 2

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

転換社債型新株予約権付社債の募集（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 25 日 A 社社長により決定（A 社社長が当該社債の引受先である証券会社との打合わせの際に、発行方法、発行総額及び発行期日を決定し、その発行に向けて具体的な準備作業にとりかかることとした。）

（重要事実に係る取締役会決議は 7 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

7 月 20 日午後 4 時 30 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、5 月 25 日、前記 3. の証券会社との打合わせに同席した際に、A 社社長が新株予約権付社債の発行について発言するのを聞いて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

5 月 30 日及び 6 月 1 日に A 社の株券合計 48 株を売付価額 470 万 8,800 円で売付け

7. 課徴金額

53 万円

（計算方法）4,708,800 円（売付価額）

－ 87,000 円（重要事実公表後の株価）× 48 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例3

B社（違反行為者）の代表権のある役員Xは、B社と業務提携契約を締結している上場会社A社がB社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を、同契約の履行に関して知り、B社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社と業務提携契約を締結している会社（B社）

2. 重要事実等（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年10月4日 A社社長及び専務により決定（C銀行の同意を条件にB社に対して第三者割当による株式の発行を行う方針であったところ、C銀行の同意を得た。）

（重要事実に係る取締役会決議は1月6日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

1月6日午後3時40分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

B社（代表権のある役員X）は、前年10月18日、かねてから業務提携契約の履行の一環として両社間で検討中であったA社によるB社への第三者割当による株式の発行について、A社の社長及び専務から、これを実行したい旨伝えられて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

B社（代表権のある役員X）は、B社の計算において、前年11月7日にA社の株券8,000株を買付価額316万円で買い付けた。

7. 課徴金額

39万円

(計算方法) 444円(重要事実公表後の株価) × 8,000株

－ 3,160,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

○ 事例 4

上場会社 A 社の契約締結先の B 社社員（違反行為者①）及びその友人（違反行為者②）は、A 社が第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員（非役員）

品質管理・技術指導等を行う管理職

違反行為者② 違反行為者①の友人

2. 重要事実等（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 12 月 23 日まで 社長及び常務取締役 2 人から成る 3 人の合議で決定

（重要事実に係る取締役会決議は 7 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

7 月 7 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者① 2 月 4 日、A 社と B 社間の部品取引基本契約の履行に関して、前記 3. 記載の A 社常務取締役の 1 人に対して技術上のアドバイスを行う過程で、同常務取締役から当該重要事実を聞いて知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

違反行為者② 5 月 25 日、大学時代の友人である違反行為者①から借名口座による株券買付けを依頼された際に、当該重要事実の伝達を受けた。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 6 月 17 日に A 社の株券 7,000 株を買付価額 420 万円で買付け

違反行為者② 6 月 28 日及び 7 月 5 日に A 社の株券合計 5,000 株を買付価額 312 万 1,000 円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 82万円

(計算方法) 718円(重要事実公表後の株価) × 7,000株
－ 4,200,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 46万円

(計算方法) 718円(重要事実公表後の株価) × 5,000株
－ 3,121,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者①は、違反行為者②名義の証券口座(借名口座)を利用してA社株券を買い付けたが、違反行為者①が資金を提供して、その指示に従い違反行為者②が証券会社に発注し、その後両者間で精算が行われているので、違反行為者①の計算において行われたものと認定した。

○ 事例5 *

上場会社A社の役員である違反行為者は、A社が株式の発行を行うことを決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

株式の発行（公募増資）（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3月1日 A社社長と役員との合議により決定

（A社役員が公募増資の計画を報告し、社長が了承した。）

（重要事実に係る取締役会決議は7月14日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

7月14日午後4時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3月1日、当該重要事実の決定に関与し、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

4月20日にA社の株券4,800株を売付価額2,907万1,000円で売付け

7. 課徴金額

1,246万円

（計算方法）29,071,000円（売付価額）

－ 3,460円（重要事実公表後の株価）× 4,800株 [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者は、ストックオプションの行使により取得したA社株券を売り付けたもの。

・ 違反行為に係る増資計画と公表された増資計画の同一性

当初計画されていた6月1日発行決議の日程での当該公募増資は、違反行為者による違反行為直後の4月下旬にいったん中止され、その後、5月下旬から7月14日発行決議の日程での公募増資が計画され、7月14日に公表され実施されている。

内部者取引違反は、株式等の売買の時点で成立し、その後の重要事実の決定が変更、取消し、撤回されたとしても、内部者取引の成否には影響しないものと解されている。

しかし、内部者取引違反行為に対する課徴金については、重要事実公表後の株価を基準に課徴金額を算定することから、違反行為に係る重要事実の「公表」が必要であると解され、本件違反行為に係る重要事実、すなわち6月1日発行決議の日程での公募増資と、公表された7月14日発行決議の日程での公募増資との同一性が問題となるが、

- ① 公募増資計画をいったん中止したのは、違反行為者の株式売却が内部者取引と指摘される事態を避けるために過ぎず、その中止段階において、公募増資計画の再開時期について話題にするなど、公募増資計画の続行を前提にしていたこと、
 - ② 両増資計画の内容は、日程が異なるだけで、それ以外の新規発行株数などの内容には差異がないこと、
 - ③ 4月下旬に増資計画が中止されてから、5月下旬に再開されるまで、わずか1か月しか経過していないこと、
- などから、両増資計画は同一のものであると認定した。

○ 事例6 *

上場会社A社の役員である違反行為者は、A社が株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

8月18日 A社の社長、専務取締役及び常務取締役により決定（株式の発行について、増資の時期、規模、方法（第三者割当）などの方針を決定し、複数の割当先候補に増資引受等を打診し増資が可能であると判断しており、この後に取締役会決議を経て具体的な増資の準備を開始している。）

（重要事実に係る取締役会決議は8月21日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

12月21日午後5時30分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、8月18日、重要事実の決定に関与して、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

9月19日から10月3日の間に、A社株券合計100株を買付価額312万7,150円で買付け

7. 課徴金額

170万円

(計算方法) 48,300円(重要事実公表後の株価) × 100株

－ 3,127,150円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

A社の社長、専務取締役及び常務取締役(業務執行決定機関)は、当該株式の発行について、8月上旬までに増資の時期、規模、方法(第三者割当)などの方針を立てているが、株式発行に係る市場調査や試算等の一般的情報収集すら行われておらず、専ら3人で検討したのみであるため、この時点では株式発行について具体性のある段階には至っておらず、重要事実は決定されていないと判断した。

○ 事例 7

上場会社 A 社（違反行為者②）の役員 X（違反行為者①）は、A 社が株式分割を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関して知り、A 社及び役員 X の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社の役員 X

違反行為者② 上場会社 A 社

2. 重要事実等（適用条文）

株式分割（法第 166 条第 2 項第 1 号へ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

9 月 7 日まで A 社社長により決定（A 社社長が証券会社に対し株式分割を行う意思を表示）

（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 6 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

10 月 6 日午後 3 時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社の役員 X（違反行為者①）は、9 月 7 日までに、当該重要事実の決定に関与して当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

違反行為者①は、自己の計算で、9 月 8 日から 10 月 6 日までの間に A 社の株券合計 6,100 株を買付価額 2,434 万 3,000 円で買い付けた。

A 社の役員 X（違反行為者①）は、A 社の計算で、10 月 3 日に証券会社を通じて、A 社の株券合計 1,000 株を買付価額 391 万 6,000 円で買い付けた。（法第 175 条第 7 項）

7. 課徴金額

違反行為者① 213万円

(計算方法) 4,340円(重要事実公表後の株価) × 6,100株

－ 24,343,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 42万円

(計算方法) 4,340円(重要事実公表後の株価) × 1,000株

－ 3,916,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者①及び違反行為者②は、いずれも、他人名義(取引先や知人名義)の証券口座を用いて本件買付けを行った。本件においては、①当該他人名義口座は違反行為者らの指示で開設され、概ね本件株式の買付けしか行われていないこと、②株式の買付けは、違反行為者らの指示に基づき実行され、口座名義人は指示されるままに機械的に発注手続きを行っていること、③株式の買付けは違反行為者らの資金で行われていること、④当該他人名義口座による株式買付けの経済的効果は違反行為者らに帰属していることなどから、本件買付けは、違反行為者らの計算において行われたものと認定した。
- ・ 違反行為者②の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

○ 事例 8 *

- ・ 上場会社 A 社の役員である違反行為者①は、
 - (1) A 社が C 社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付け、
 - (2) B 社と C 社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、A 社と B 社との機密保持契約の履行に関し知り、当該重要事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。
- ・ 上場会社 A 社の社員であった違反行為者②は、A 社が C 社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、A 社を退職した後、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社（上場会社 B 社の契約締結先）の役員

違反行為者② 上場会社 A 社の元社員（非役員）

予算管理及び財務管理等に関する事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

株式交換（法第 166 条第 2 項第 1 号チ）

（A 社及び B 社が、C 社との株式交換によりそれぞれ C 社の完全子会社となること）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

7 月 30 日 A 社社長、B 社社長及び C 社取締役の間で決定（A 社及び B 社は C 社グループに属しており、C 社取締役から A 社社長及び B 社社長にそれぞれ、株式交換による完全子会社化の方針が伝えられ、A 社社長及び B 社社長はこれを了承した。）

（重要事実に係る取締役会決議は 11 月 15 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

11 月 15 日午後 3 時 30 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者① A 社において当該株式交換の担当者となっていたところ、8 月 17 日に 3 社で開催された当該株式交換に係る会議において配付さ

れた資料のコピーを8月20日頃に受け取り、これを読んで当該重要事実を知った。(A社株券につき法第166条第1項第1号、B社株券につき同項第4号)

違反行為者② A社の予算・財務管理等に関する業務に携わっていたところ、8月20日頃に行われた打合せにおいて、経費の計上に関して、上司から当該株式交換に係るものである旨を聞き、当該重要事実を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 11月15日にA社の株券合計8株を買付価額93万4,000円で買付け

11月14日及び15日にB社の株券合計12株を買付価額97万2,000円で買付け

違反行為者② 11月2日及び7日にA社の株券合計2株を買付価額22万5,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 34万円

(計算方法)

A社株券：142,000円(重要事実公表後の株価) × 8株
－ 934,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

B社株券：92,800円(重要事実公表後の株価) × 12株
－ 972,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 5万円

(計算方法) 142,000円(重要事実公表後の株価) × 2株
－ 225,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者①は、知人名義の証券口座(借名口座)を利用してA社株券及びB社株券を買付けた。
- ・ 違反行為者②は、親族名義の証券口座を新規に開設し、当該借名口座を利用してA社株券を買付けた。

○ 事例 9

上場会社 A 社との合併契約の交渉を行っていた B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が合併することについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

なお、上場会社 A 社は事例 10 の B 社に当たり、B 社は事例 10 の上場会社 A 社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
会計、決算事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

合併（法第 166 条第 2 項第 1 号ヌ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 30 日 A 社社長により決定（B 社社長との会合で大筋合意）

（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 3 日、B 社役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームに部下を参加させるなどの協力を要請されて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

7 月 24 日に A 社の株券 200 株を買付価額 98 万 2,000 円で買付け

7. 課徴金額

20 万円

（計算方法）5,910 円（重要事実公表後の株価）× 200 株

－ 982,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

○ 事例 10

上場会社 A 社との合併契約の交渉を行っていた B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が合併することについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

なお、上場会社 A 社は事例 9 の B 社に当たり、B 社は事例 9 の上場会社 A 社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
与信審査事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

合併（法第 166 条第 2 項第 1 号ヌ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 30 日 A 社社長により決定（B 社社長との会合で大筋合意）

（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 7 日、B 社の役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームへの参加を指示されて、当該重要事実を知った。

（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

9 月 21 日及び 25 日に A 社の株券合計 500 株を買付価額 249 万 4,000 円で買付け

7. 課徴金額

42 万円

（計算方法）5,840 円（重要事実公表後の株価）× 500 株

－ 2,494,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

A社株券を信用取引により買付け

○ 事例 11 *

上場会社B社の社員であった違反行為者は、上場会社A社がC社を吸収合併することについて決定した旨の重要事実について、A社との守秘義務契約の履行に関し知ったB社の他の社員からその職務に関し伝達を受け、B社を退職した後、当該重要事実の公表前にA社の株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社B社の元社員

関係会社の管理等に関する事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

合併（法第166条第2項第1号ヌ）

（上場会社A社が、上場会社B社の曾孫会社であるC社を吸収合併）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年11月15日 A社社長により決定

（B社社長及びB社取締役との話し合いで合意）

（重要事実に係る取締役会決議は5月25日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

5月25日午後4時40分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、B社において関係会社の管理等に関する事務に従事し、C社に関して最も精通していたため、当該合併の担当者であったB社の他の社員Xとの間で、C社の財務内容や当該合併の検討状況について情報を交換していたところ、2月21日、社員Xからメールで送信された合併準備委員会の議事録（案）を読み、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第5号、第4号）

6. 違反行為者の取引

5月14日から23日までの間に、A社の株券合計102株を買付価額2,085万1,000円で買付け

7. 課徴金額

118万円

(計算方法) 216,000円(重要事実公表後の株価) × 102株
－ 20,851,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

○ 事例 1 2

上場会社 A 社の社員である違反行為者らは、A 社が B 社と業務上の提携を行うこと、B 社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の社員（非役員）
営業等の業務に従事
- 違反行為者② 上場会社 A 社の社員（非役員）
経理等の業務に従事
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の社員（非役員）
業務管理等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）
株式の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

- 前年 7 月 14 日 A 社社長により業務上の提携を決定（B 社との業務提携に向けて B 社との秘密保持契約締結に係る社内決裁が取られている。）
- 4 月 20 日 A 社社長により第三者割当による株式の発行を決定（第三者割当による株式の発行を行う方向で検討する旨を B 社側に言及し、具体的検討を開始）

（これらの重要事実に係る取締役会決議は 6 月 21 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

- 6 月 21 日午後 4 時頃 第三者割当による株式の発行の公表
（大阪証券取引所 E D - N E T）
- 6 月 22 日午前 8 時 30 分頃 業務上の提携の公表（大阪証券取引所 E D - N E T）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

- 違反行為者① 5 月 30 日、社内会議において業務上の提携及び第三者割当による株式の発行の事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

違反行為者② 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を、6月6日、上司からの検討の指示により第三者割当による株式の発行の事実をそれぞれ知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者③ 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 6月14日にA社の株券1株を買付価額119万円で買付け

違反行為者② 6月16日にA社の株券1株を買付価額120万円で買付け

違反行為者③ 6月16日にA社の株券1株を買付価額120万円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 32万円

(計算方法) 1,510,000円(重要事実公表後の株価) × 1株

－ 1,190,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 31万円

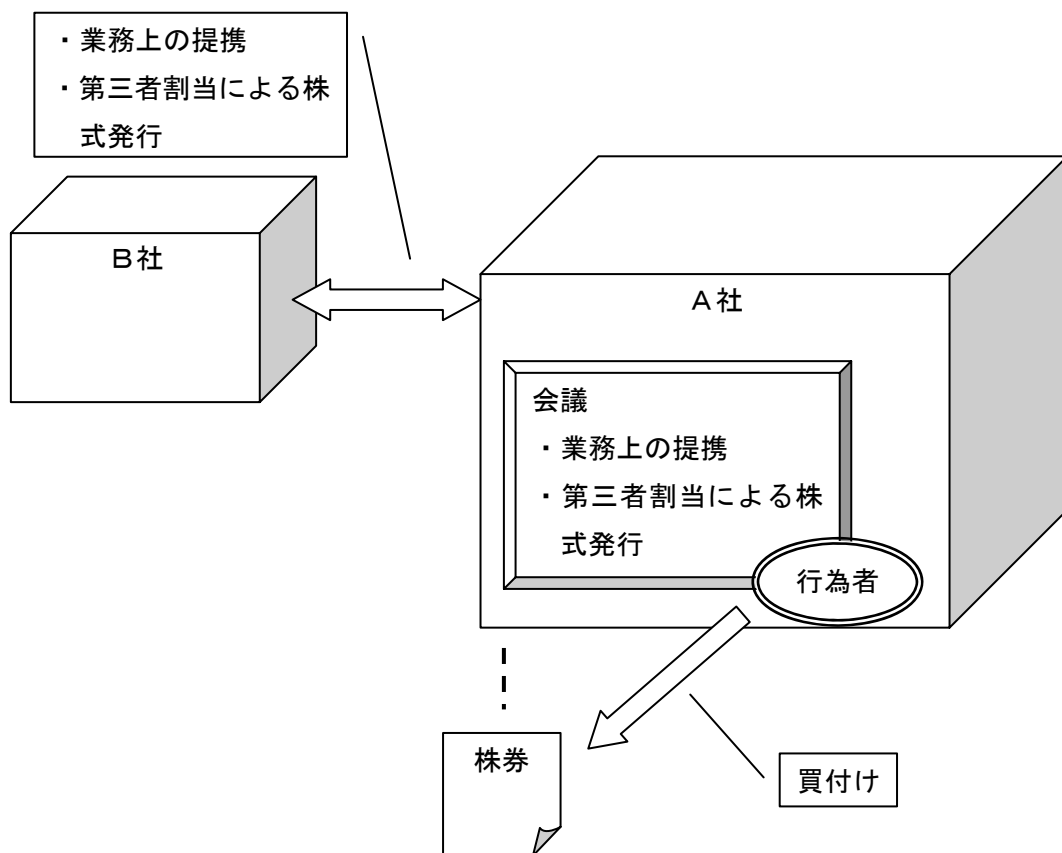
(計算方法) 1,510,000円(重要事実公表後の株価) × 1株

－ 1,200,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者③ 31万円

(計算方法) 1,510,000円(重要事実公表後の株価) × 1株

－ 1,200,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]



○ 事例 13

上場会社A社と合併会社設立契約の交渉を行っていたB社の社員である違反行為者は、A社とB社が業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及び交渉に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の契約締結先B社社員（非役員）

A社との業務提携に関する事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（合併会社の設立）

（法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年8月9日 A社役員ミーティング（取締役と常勤監査役が出席）で決定

（重要事実に係る取締役会決議は11月23日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

11月24日午後1時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、11月3日、A社社員から合併事業の調印日が決定したことを知らせるメールの送信を受けて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

11月16日及び17日にA社の株券合計3,000株を買付価額187万7,200円で買付け

7. 課徴金額

15万円

（計算方法）678円（重要事実公表後の株価）× 3,000株

－ 1,877,200円（買付価額） [1万円未満切捨て]

○ 事例 14

違反行為者①～⑥は、上場会社 A 社との業務委託契約の締結先又は締結交渉先の役員である。これらの者は、A 社が B 社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を当該契約の締結の交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

違反行為者⑦は、上場会社 A 社の契約締結先 G 社の役員から職務上当該重要事実の伝達を受けた役員が所属する H 社の他の役員であり、その職務に関し当該重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 D 社の役員
- 違反行為者② 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
- 違反行為者④ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 F 社の役員
- 違反行為者⑤ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
- 違反行為者⑥ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
- 違反行為者⑦ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の取引先 H 社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

A 社が B 社製品の総販売元代理店になるという業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月上旬 A 社取締役及び C 社社長の間で決定（A 社及び B 社はいずれも C 社グループに属しており、A 社及び C 社の前記役員間で、A 社及び B 社の業務上の提携に向けて準備を進めることが確認された。）

（重要事実に係る取締役会決議は 4 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

4 月 20 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

- 違反行為者① 3月22日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者② 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けた部下から報告を受けて知った。（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者③ 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者④ 3月30日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたF社の顧問から聞いて知った。（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者⑤ 4月4日頃にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたG社の他の役員から聞いて知った。（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者⑥ 4月4日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
（法第166条第1項第4号）
- 違反行為者⑦ B社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程でA社の顧問からG社役員に伝達され、G社役員からその主要取引先であるH社の他の役員に職務上传達され、4月10日に当該他の役員から違反行為者⑦に職務上传達された。（法第166条第3項）

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① 4月4日及び5日にA社の株券合計2万6,000株を買付価額988万円で買付け
- 違反行為者② 4月13日にA社の株券合計1万株を買付価額392万5,000円で買付け
- 違反行為者③ 4月13日にA社の株券5,000株を買付価額188万円で買付け
- 違反行為者④ 4月2日及び6日にA社の株券合計6,000株を買付価額228万円9,000円で買付け
- 違反行為者⑤ 4月9日及び11日にA社の株券合計3,000株を買付価額109万9,000円で買付け
- 違反行為者⑥ 4月6日及び12日にA社の株券合計8,000株を買付価額295万円で買付け

違反行為者⑦ 4月11日及び12日にA社の株券合計5,000株を買付価額184万8,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者①	104万円
違反行為者②	27万円
違反行為者③	22万円
違反行為者④	23万円
違反行為者⑤	16万円
違反行為者⑥	41万円
違反行為者⑦	25万円

(計算方法) $420 \text{円} (\text{重要事実公表後の株価}) \times (\text{買付株数}) - (\text{買付価額})$
[1万円未満切捨て]

8. その他

・ 配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者⑦は、配偶者名義の証券口座で株式の買付けを行っているが、i) 当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者の指示に基づき行われたものであり、口座名義人の意思は何ら問題とされていなかったこと、ii) 当該株式の買付資金は、違反行為者の資金が充てられていること、iii) 内部者取引により生じた利益は、夫婦の生活資金として費消したほか、違反行為者の借財の返済に充てられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者に及び、違反行為者が「自己の計算において」行ったものと認められる。

○ 事例 15

違反行為者は、上場会社 A 社と B 社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実について、B 社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

なお、本件の A 社と事例 16 の A 社、本件の B 社と事例 16 の B 社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の業務提携契約締結交渉先 B 社の役員からの第一次情報受領者

2. 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 28 日まで A 社会長が最終決定（B 社社長と業務上の提携の最終確認）
（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 8 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

3 月 8 日午後 3 時 15 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3 月 7 日、B 社役員から B 社が A 社と資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定したとの事実の伝達を受けた。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

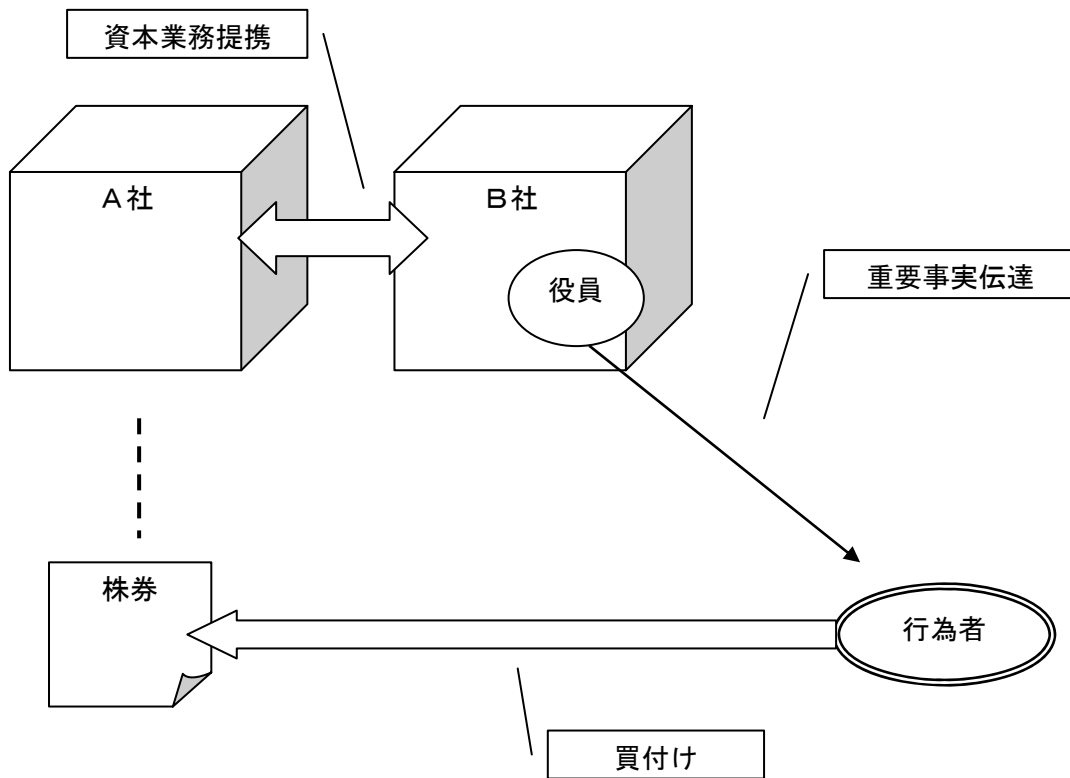
3 月 8 日午前、A 社の株券 4,000 株を買付価額 665 万 6,000 円で買付け

7. 課徴金額

44 万円

（計算方法）1,774 円（重要事実公表後の株価）× 4,000 株

－ 6,656,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]



○ 事例 16

放送局の職員である違反行為者らは、上場会社B社の社員から同放送局の記者が職務上伝達を受けたB社と上場会社A社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を、同放送局の設備である報道情報端末等を通じて、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券またはB社株券を買付けたものである。

なお、本件のA社と事例15のA社、本件のB社と事例15のB社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A社とB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことをB社の社員から取材した記者が所属する放送局の職員

違反行為者① 取材等の業務に従事

違反行為者② 放送番組の企画、制作等の業務に従事

違反行為者③ ニュース原稿の編集等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日まで A社会長及びB社社長が最終決定（相互に業務上の提携を最終確認）

（重要事実に係るA社及びB社の取締役会決議はいずれも3月8日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

3月8日午後3時15分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達等（適用条文）

違反行為者らの所属する放送局の記者は、3月8日午後2時台、B社の社員への取材により、A社及びB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことを知った。この取材内容は、直ちに、放送用原稿として、同放送局の報道情報端末に入力されると共に、違反行為者③の勤務場所においては放送用原稿の概要が館内放送された。

違反行為者①及び②は、この報道情報端末に入力された放送用原稿を閲覧することにより、当該重要事実を知った。（法第166条第3項）

違反行為者③は、この館内放送により、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計3,150株を買付価額539万7,900円で、B社株券合計2,500株を買付価額327万6,000円で、それぞれ買付け

違反行為者② 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計3,000株を買付価額515万円で買付け

違反行為者③ 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計1,000株を買付価額171万950円で買付け

6. 課徴金額

違反行為者① 26万円

(計算方法) A社株券: 1,774円(重要事実公表後の株価) × 3,150株
- 5,397,900円(買付価額) [1万円未満切捨て]

B社株券: 1,340円(重要事実公表後の株価) × 2,500株
- 3,276,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 17万円

(計算方法) A社株券: 1,774円(重要事実公表後の株価) × 3,000株
- 5,150,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

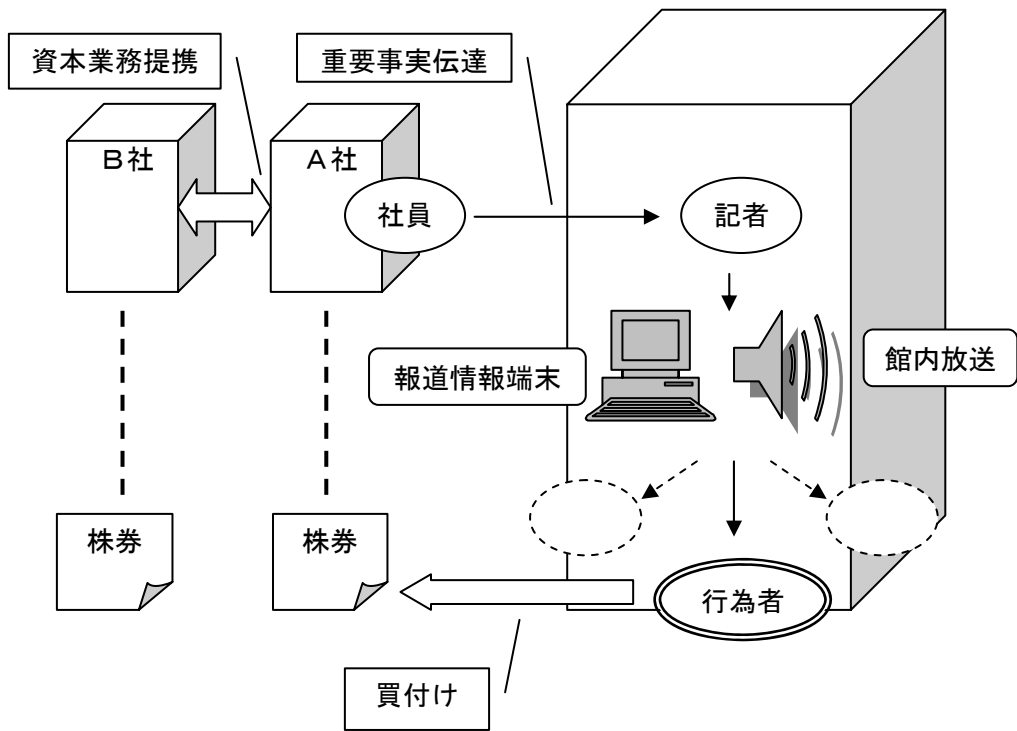
違反行為者③ 6万円

(計算方法) A社株券: 1,774円(重要事実公表後の株価) × 1,000株
- 1,710,950円(買付価額) [1万円未満切捨て]

7. その他

違反行為者① A社株券の一部を信用取引により買付け

違反行為者② A社株券を信用取引により買付け



○ 事例 17 *

- ① 違反行為者は、上場会社 A 社の役員 X から、A 社が B 社との業務上の提携を解消することについて決定した旨の重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。
- ② 違反行為者は、A 社役員 X から、A 社の新たな業務提携契約先 C 社が A 社株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実の伝達を受け、当該事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社（公開買付者 C 社の業務提携契約先）の役員からの第一次情報受領者（A 社の取引先社員）

2. 重要事実等（適用条文）

- ① 業務上の提携の解消（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）
- ② 公開買付けの実施（法第 167 条第 3 項）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

- ① 1 月 20 日 A 社社長により決定（B 社（A 社の筆頭株主・業務提携先）から A 社株式の売却方針を通知され、同株式売却と業務提携の解消を了承。）

（①業務提携の解消に係る取締役会決議は翌年 4 月 21 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

- ② 翌年 3 月 13 日頃 C 社代表により決定（C 社代表は、A 社の完全子会社化を検討する中で、部下から公開買付けによる A 社の完全子会社化について説明を受け、その方向で準備を進めることを了承。）

（②公開買付けに関する事実に係る取締役会決議は翌年 7 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

- ① 4 月 19 日午後 3 時 1 分頃 業務上の提携の解消を公表（T Dnet）
- ② 翌年 7 月 23 日 公開買付けを公表（本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするとともに、公開買付届出書を提出）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

- ① 違反行為者は、A社の取引先の社員であり、A社役員Xとは、仕事上の付き合いのみならず、個人的にも長年にわたり付き合いを続けていたが、3月下旬頃、A社役員Xと会食をする中で、同人がその職務に関し知った業務上の提携解消の重要事実を知った。（法第166条第3項）
- ② 違反行為者は、翌年6月上旬頃、A社役員Xと会食をする中で、同人がC社との業務提携契約の履行に関し知った公開買付けの実施に関する事実を知った。（法第167条第3項）

6. 違反行為者の取引

- ① 3月29日から4月19日までの間に、A社の株券合計4万株を買付価額1,900万3,000円で買付け
- ② 翌年6月11日から7月19日までの間に、A社の株券合計7万2,000株を買付価額3,828万3,000円で買付け

7. 課徴金額

1,860万円

内訳 ① 591万円

（計算方法） 623円（重要事実公表後の株価）× 40,000株
－ 19,003,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

② 1,269万円

（計算方法） 708円（重要事実公表後の株価）× 72,000株
－ 38,283,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

8. その他

知人名義等の証券口座を利用した買付け

○ 事例 18

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
工事業務の管理等を行う管理職

2. 重要事実等（適用条文）

民事再生手続開始の申立て（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 8 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 13 日 役員会（取締役と監査役が出席する会議で、取締役会には当たらない。）で決定

（重要事実に係る取締役会決議は 5 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

5 月 19 日午後 5 時 40 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

5 月 13 日の役員会に出席した A 社の X 取締役が、同日、同役員会を欠席した A 社の Y 取締役に民事再生手続開始の申立ての事実を伝え、Y 取締役は、5 月 15 日、当該重要事実を部下である違反行為者に伝えた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

5 月 16 日に A 社の株券合計 9,000 株を売付価額 207 万 1,000 円で売付け

7. 課徴金額

72 万円

（計算方法）2,071,000 円（売付価額）

－ 150 円（重要事実公表後の株価）× 9,000 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 19

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期純利益及び配当の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
法務、取締役会運営等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績及び配当予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

9 月 2 日 A 社社長が当期純利益の予想値の修正の報告を受け了承

9 月 14 日 A 社社長が筆頭株主である B 社の経営陣に対し、配当予想値の修正を表明

（これらの重要事実に係る取締役会決議は 9 月 22 日午前であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

9 月 22 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、9 月 22 日午前、上記重要事実が記載された取締役会資料を見た上、上司から取締役会において全議案が承認された旨を聞いて業績及び配当予想値の下方修正を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

9 月 22 日午後 0 時 30 分頃に A 社の株券 500 株を売付価額 49 万 4,500 円で売付け

7. 課徴金額

5 万円

（計算方法）494,500 円（売付価額）

－ 887 円（重要事実公表後の株価）× 500 株 [1 万円未満切捨て]

○ 事例 20

A社の社員である違反行為者は、A社が連結当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員（非役員）
経理等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月8日午前 A社の主要役員間の話し合いで了承

4. 重要事実等の公表

5月8日午後4時40分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、5月8日午前、自己の上司がA社役員から本日中に業績予想値の下方修正の開示をするよう指示を受けているのを聞いて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

5月8日午後2時台にA社の株券合計1,100株を売付価額98万600円で売付け

7. 課徴金額

4万円

（計算方法）980,600円（売付価額）

－ 854円（重要事実公表後の株価）× 1,100株 [1万円未満切捨て]

8. その他

A社株券を信用取引により売付け

○ 事例 2 1

上場会社 A 社（違反行為者）の役員 X は、A 社が配当の予想値の上方修正について決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、A 社の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券（自己株式）を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社

2. 重要事実等（適用条文）

配当予想値の上方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 9 日まで A 社社長により了承

（重要事実に係る取締役会決議は 2 月 23 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

2 月 23 日午後 3 時頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社の役員 X は、2 月 9 日までに、その職務に関し、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

A 社の役員 X は、A 社の計算で、2 月 10 日から 22 日までの間に証券会社を通じて、A 社の株券合計 7 万 9,000 株を買付価額 3 億 3,295 万 5,000 円で買付けた。（法第 175 条第 7 項）

7. 課徴金額

3,044 万円

（計算方法）4,600 円（重要事実公表後の株価）× 79,000 株

－ 332,955,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

○ 事例 2 2

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
経理等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月 14 日 社内取締役及び監査役が出席する経営会議で了承
（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 15 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

4 月 10 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3 月 15 日、社内会議において、A 社社長から、経営会議等の決定事項の伝達を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

3 月 19 日に A 社の株券合計 1,500 株を売付価額 129 万 3,500 円で売付け

7. 課徴金額

9 万円

（計算方法）1,293,500 円（売付価額）

－ 802 円（重要事実公表後の株価）× 1,500 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 23

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
営業戦略の企画立案等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

7 月 26 日 取締役（会長を除く）以上の役員及び経理担当が出席するリーダー会議で了承

（重要事実に係る取締役会決議は 8 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

8 月 7 日午後 3 時 30 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 27 日、上記リーダー会議の結果を記載した社内メールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項 1 号）

6. 違反行為者の取引

8 月 6 日に A 社の株券合計 3,400 株を売付価額 501 万 5,000 円で売付け

7. 課徴金額

94 万円

（計算方法）5,015,000 円（売付価額）

－ 1,197 円（重要事実公表後の株価）× 3,400 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 2 4

上場会社 A 社の社員である違反行為者①並びに A 社の関係会社役員である違反行為者②及び違反行為者③は、A 社が当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の社員（非役員）
技術開発・営業支援等業務を統括管理
- 違反行為者② 上場会社 A 社の関係会社 B 社の役員
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の関係会社 C 社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

10 月 4 日 常勤役員会です承

4. 重要事実等の公表

10 月 18 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者① 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて（その職務に関して）当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

違反行為者② 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

違反行為者③ 10 月 11 日、関係会社役員が集められた会議において、A 社役員が業績予想値の下方修正を説明したことから当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 10 月 7 日に A 社の株券合計 3,000 株を売付価額 250 万 8,000 円で売付け

違反行為者② 10月6日にA社の株券合計4,000株を売付価額327万6,000円で売付け

違反行為者③ 10月12日及び13日にA社の株券合計1万株を売付価額850万2,000円で売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 17万円

(計算方法) 2,508,000円(売付価額)

－ 777円(重要事実公表後の株価) × 3,000株 [1万円未満切捨て]

違反行為者② 16万円

(計算方法) 3,276,000円(売付価額)

－ 777円(重要事実公表後の株価) × 4,000株 [1万円未満切捨て]

違反行為者③ 73万円

(計算方法) 8,502,000円(売付価額)

－ 777円(重要事実公表後の株価) × 10,000株 [1万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者らは、いずれも、ストックオプションの行使により取得したA社株券を売り付けたもの。

○ 事例 25

違反行為者は、上場会社 A 社の監査契約締結先の監査法人の公認会計士である。同人は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を、当該契約の履行に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社と監査契約を締結している監査法人に所属する職員（非社員）
公認会計士（当時監査法人において上場会社 A 社の監査業務に従事）

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 28 日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席
する計数管理会議で承認

（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

3 月 20 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

監査法人において A 社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、A 社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3 月 7 日、その内容をメールで違反行為者に伝達した。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

3 月 12 日から 20 日までの間に、A 社の株券合計 261 株を売付価額 1,225 万 6,700 円で売付け

7. 課徴金額

134万円

(計算方法) 12,256,700円(売付価額)

－ 41,800円(重要事実公表後の株価) × 261株 [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者はA社株券を信用取引により売付け
- ・ 違反行為者は、知人名義口座で、知人から借り入れた金銭を保証金としてA社株券の信用売りを実行したものであるが、取引終了後に金銭の貸借関係及び売買損益を精算する予定であったことから、違反行為者の「自己の計算において」行われたものと認定した。

○ 事例 26 *

上場会社 A 社社員である違反行為者は、A 社が当期の業績予想値（売上高）の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社社員（非役員）

顧客の獲得、商品の販売、売上数値の管理、売上予算の企画立案等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

① 1 月 11 日 A 社副社長 X により当期の新たな売上高の予想値を了承

② 10 月 5 日 A 社副社長 X が、売上の速報値や案件の延期・失注等から、当期の業績予想値を下方修正せざるを得ないと判断

4. 重要事実等の公表

① 1 月 31 日 当期（同年 3 月期）の業績予想の下方修正を公表（T Dnet）

② 10 月 29 日 当期（翌年 3 月期）の業績予想の下方修正を公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

① 違反行為者は、A 社の他の社員とともに同年 3 月末までに見込まれる売上を精査し、1 月 11 日に A 社副社長 X に対して新たな売上高の予想値を報告したところ、A 社副社長 X から同数値を了承する旨が伝えられ、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

② 違反行為者は、10 月 5 日から 9 日まで A 社副社長 X らと売上高の見込値を精査する協議の中で、A 社副社長 X が、当期の売上高予想値が直近の公表値を下回り、業績予想値の下方修正をせざるを得ないと判断したことを認識。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

① 1 月 11 日から同月 30 日までの間に A 社の株券合計 317 株を売付価額 6,457 万 6,000 円で売付け

- ② 10月12日から同月29日までの間にA社の株券合計403株を売付価額3,760万6,500円で売付け

7. 課徴金額

2,079万円

内訳 ① 1,100万円

(計算方法) 64,576,000円(売付価額)

－ 169,000円(重要事実公表後の株価) × 317株

[1万円未満切捨て]

② 979万円

(計算方法) 37,606,500円(売付価額)

－ 69,000円(重要事実公表後の株価) × 403株

[1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 知人名義(1人)、友人名義(2人)の証券口座を利用した売付け
- ・ A社株券の一部を信用取引により売付け

○ 事例 27 *

上場会社 A 社の連結子会社 B 社社員である違反行為者は、A 社が当期の連結経常利益予想値の上方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の連結子会社 B 社社員（非役員）
顧客の獲得、商品の販売等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の上方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 12 月 28 日 A 社の役員及び各連結子会社の社長が参加する拡大経営会議で
了承

4. 重要事実等の公表

1 月 21 日午後 11 時 4 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、1 月 7 日午前、B 社の全体ミーティングにおいて、B 社社長が、上記
拡大経営会議に出席して知った連結経常利益予想値の上方修正を説明したことから、
当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

1 月 9 日から同月 21 日までの間に、A 社の株券合計 1 万 4,900 株を買付価額 368
万 1,400 円で買付け

7. 課徴金額

55 万円

（計算方法） 284 円（重要事実公表後の株価）× 14,900 株
－ 3,681,400 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

知人名義の証券口座を利用した買付け

○ 事例 28 *

上場会社 A 社の取引先 B 社の社員である違反行為者は、B 社の他の社員が A 社との売買契約の履行に関して知った、A 社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値改ざん等が確認された旨の重要事実（A 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項に該当する事実）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の取引先 B 社（非上場）の社員（非役員）
総務・経理や伝票整理などの庶務に関する職務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

A 社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたこと（法第 166 条第 2 項第 4 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

11 月 8 日 社内調査の結果、製品の試験数値の改ざんが判明し、A 社社長に報告され、改ざんの実態が A 社において確認された。

11 月 19 日 社内調査の結果、製品の板厚の改ざんが判明し、A 社社長に報告され、改ざんの実態が A 社において確認された。

4. 重要事実等の公表

11 月 21 日午後 1 時 30 分 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社社員は、A 社役員から、当該重要事実の公表前に、混乱が生じないように販売先を回って事情を説明するよう指示を受け、B 社の他の社員に対し、11 月 19 日に製品の試験数値の改ざんの実態を、20 日に製品の板厚の改ざんの実態をそれぞれ伝えた。

当該重要事実を知った B 社の他の社員は、当該重要事実に関する客先からの照会に備えて製品納入実績などの資料を作成したり、客先からの問い合わせなどに対応してもらうため、違反行為者を含む B 社の部下社員に当該重要事実を伝えた。（法第 166 条第 1 項第 5 号、第 4 号）

6. 違反行為者の取引

11月21日の午後1時30分より前に、A社株券合計1万1,000株を売付価額345万4,000円で信用取引により売付け

7. 課徴金額

121万円

(計算方法) 3,454,000円(売付価額)

－ 204円(重要事実公表後の株価) × 11,000株 [1万円未満切捨て]

8. その他

法第166条第2項第4号(いわゆるバスケット条項)の適用

A社が製造、販売する製品について強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、

- ・ A社の財務面に大きな影響を及ぼすおそれがあったこと、
- ・ A社の社会的信用を著しく低下させ、今後の業務の展開に重大な支障を及ぼしかねないものであるとともに、市場の信頼性を損なうおそれのあるものであったこと

等に鑑み、当該事実は同社の「業務に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当すると認定した。

○ 事例 29

上場会社 A 社（違反行為者）の役員 X は、A 社の子会社である B 社の解散を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、A 社の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券（自己株式）を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社

2. 重要事実等（適用条文）

子会社の解散（法第 166 条第 2 項第 5 号へ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

6 月 21 日まで B 社取締役により決定（B 社の解散に係る申請書を A 社の役員 X に対してメールで送信）

4. 重要事実等の公表

7 月 13 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社の役員 X は、6 月 23 日頃、B 社から送付されてきた書類に目を通して B 社の解散に係る決裁を行い、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

A 社の役員 X は、A 社の計算で、信託銀行に委託して、7 月 4 日から 13 日までの間に A 社の株券合計 131 万 6,000 株を買付価額 11 億 7,746 万 1,000 円で買付けた。（法第 175 条第 7 項）

7. 課徴金額

4, 378 万円

（計算方法）928 円（重要事実公表後の株価）× 1,316,000 株

－ 1,177,461,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。
- ・ 自社株買いは信託を利用して行われていたが、A社の役員Xは、6月23日頃に当該重要事実を知りながら、7月4日に当該信託契約を締結していた。

○ 事例 30

違反行為者は、公開買付者 A 社が B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A 社の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者 A 社の業務従事者からの第一次情報受領者 (B 社監査役)

2. 重要事実等 (適用条文)

公開買付けの実施 (法第 167 条第 2 項)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月 9 日 A 社設立準備中の者 (B 社経営陣) が、A 社を設立して A 社による B 社の MBO (マネジメント・バイアウト) を実施することを決定 (A 社の設立前に A 社としての実質的な決定があったものと認定)

4. 重要事実等の公表

5 月 22 日 公表 (本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするとともに、公開買付届出書を提出)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者は、3 月 26 日、設立中の会社である A 社の業務従事者から当該公開買付けに関する事実を伝達された。(法第 167 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

5 月 2 日から 9 日までの間に B 社の株券合計 7,000 株を買付価額 568 万 9,000 円で買付け

7. 課徴金額

245 万円

(計算方法) 1,164 円 (重要事実公表後の株価) × 7,000 株

－ 5,689,000 円 (買付価額) [1 万円未満切捨て]

8. その他

親戚名義の証券口座を利用した買付け

○ 事例 3 1

違反行為者らは、公開買付者が公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付者の契約締結先である印刷会社 X の社員より伝達を受け、当該事実の公表前に公開買付対象者の発行する株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① X 社社員①の高校時代の友人

違反行為者② X 社社員②の元同僚

2. 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

違反行為者①については（別表 1）、違反行為者②については（別表 2）を参照

4. 重要事実等の公表

違反行為者①については（別表 1）、違反行為者②については（別表 2）を参照

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

X 社は、当該公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X 社社員①及び②は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。

違反行為者①は、X 社社員①の高校時代の友人であり、X 社社員①から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

違反行為者②は、X 社社員②の元同僚であり、X 社社員②から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 当該事実の公表前に、合計 10 社の株券合計 1 万 1,700 株を買付価額 833 万 9,000 円で買付け

違反行為者② 当該事実の公表前に、合計 3 社の株券合計 2,100 株を買付価額 404 万 500 円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 167万円

違反行為者② 76万円

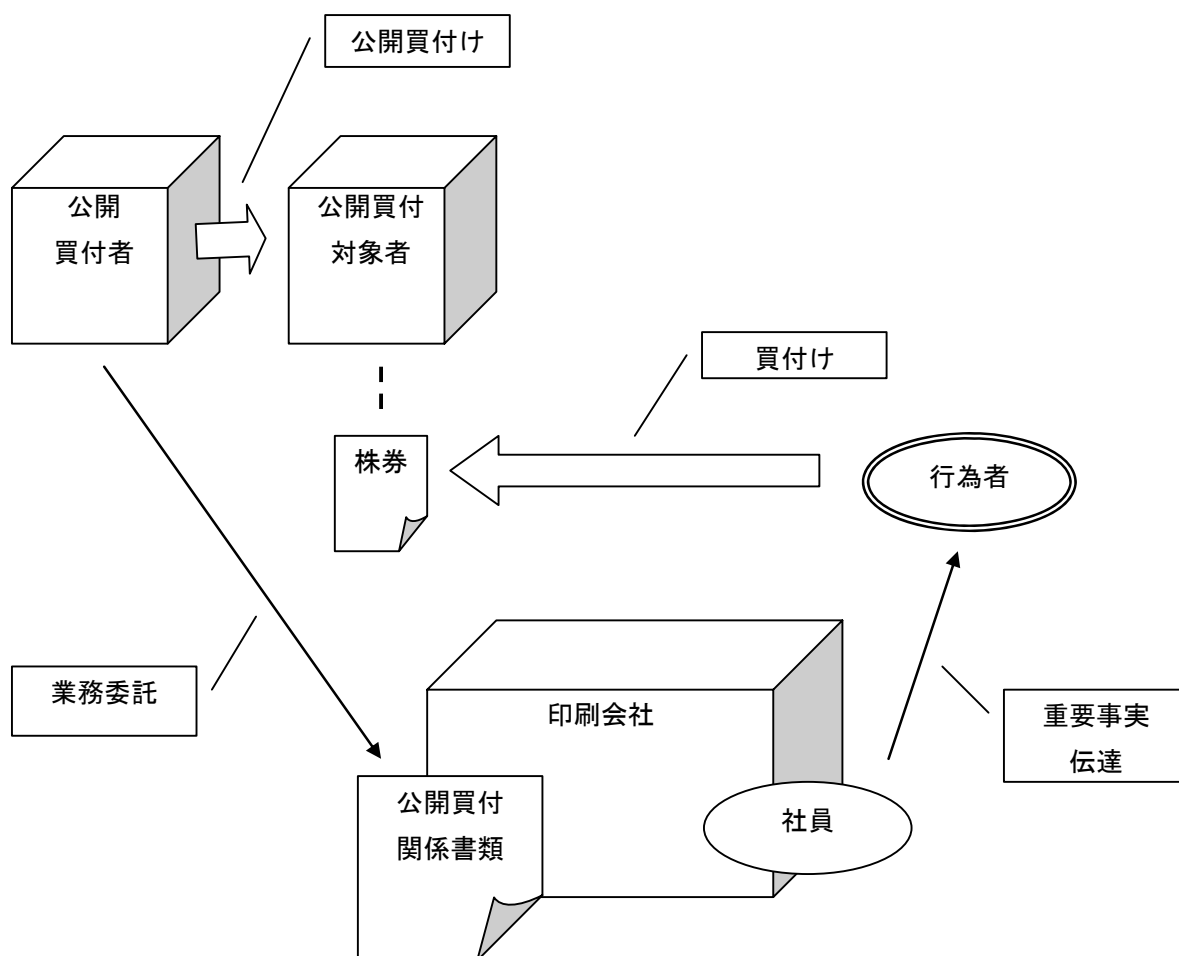
(計算方法) (重要事実公表後の株価) × (買付株数) - (買付価額)

[1万円未満切捨て]

8. その他

- 違反行為者②の配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者②の買付けのうち一部は、同人の配偶者名義の証券口座で行われたものであるが、当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者②の指示に基づき、発注手続きを行っていること、当該株式の買付資金は、違反行為者②が自由に使える特定口座から出されていること、内部者取引により生じた利益は、違反行為者②が自由に使えるよう、当該特定口座に振り替えられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者②に及び、違反行為者②が「自己の計算において」行ったものと認められる。



別表 1

(別表 1-①)

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社社長	経営戦略会議 (社内取締役、 社内監査役がメンバー)	E社社長
重要事実等の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11月14日	6月1日
取締役会等決議日	11月10日	11月24日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等の伝達	11月7日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付けの公表日	11月11日	11月25日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者①の買付状況					
買付日	11月10日	11月24日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000株	1,000株	500株	200株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

(別表 1-②)

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等の決定機関	F社取締役2名及び指名役員	投資の可否を決める委員会	H社の100%親会社の社長	I社の役員ミーティング	J社の取締役4名
重要事実等の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年12月17日	6月12日まで
取締役会等決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付けの公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為者①の買付状況					
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000株	1,000株	2,000株	1,000株	2,000株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

別表 2

公開買付者	K社	C社	L社
重要事実等の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執行役専務がメンバー)	C社社長	L社社長及び専務取締役
重要事実等の決定時期	7月20日	3月1日まで	9月4日まで
取締役会等決議日	12月15日	4月3日	10月2日
重要事実等の伝達	12月12日頃	3月20日頃	9月29日頃
公開買付けの公表日	12月16日	4月5日	10月3日
違反行為者②の買付状況			
買付日	12月13日	3月23日	10月2日
買付株数	1,000株	400株	700株
買付価額	1,599,000円	1,992,000円	449,500円

○ 事例 3 2 *

上場会社 A 社の監査役である違反行為者は、公開買付者 A 社が B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を、その職務に関し知り、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

2. 違反行為者

上場会社 A 社（公開買付者）の監査役

2. 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 1 項第 1 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月 19 日 A 社の経営執行会議（あらかじめ取締役会で指名された取締役及び執行役員、常勤監査役で構成）において、子会社である B 社を公開買付けにより完全子会社化することについて、5 月 14 日に取締役会決議及び公表を行うことを前提に準備を進めていくことが決定された。

4. 重要事実等の公表

5 月 15 日午前 3 時 00 分頃 公表

（A 社は、5 月 14 日午後 3 時頃、記者クラブに公表資料の投込みを行って公開しており、施行令第 30 条第 1 項第 1 号により、その 12 時間後に公表されたこととなる。）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3 月 19 日、上記の A 社経営執行会議に出席し、当該公開買付けの実施に関する事実を知った。（法第 167 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

4 月 27 日、5 月 11 日及び同月 14 日に、B 社株券合計 3,200 株を買付価額 559 万 8,000 円で買付け

7. 課徴金額

1 4 4 万円

（計算方法） 2,200 円（重要事実公表後の株価）× 3,200 株

－ 5,598,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

A社社員名義の証券口座を利用した買付け

○ 事例 33 *

違反行為者は、公開買付者 A 社が上場会社 B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付けに応募する旨の契約（公開買付け応募契約）の締結交渉をしていた者（B 社役員 X）から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者 A 社と公開買付け応募契約の締結交渉をしていた者（上場会社 B 社役員 X、B 社株式の大株主）からの第一次情報受領者（証券会社社員）

2. 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 3 項）

（ファンド C が S P C（特別目的会社）である公開買付者 A 社を設立し、上場会社 B 社の株券に対する公開買付けにより M B O（マネジメント・バイアウト）を実施。）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

7 月 14 日 A 社設立準備中の者（ファンド C の代表者）が、A 社を設立して A 社による B 社の M B O を実施することを決定（B 社役員 X とファンド C との間で、M B O の実施、公開買付け応募契約の締結などを内容とする基本合意書を交換）

4. 重要事実等の公表

11 月 11 日 公表（本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするとともに、公開買付届出書を提出）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 26 日頃、公開買付者 A 社と公開買付け応募契約の締結交渉をしていた者（B 社役員 X）から当該公開買付けに関する事実を伝達された。（法第 167 条第 3 項、第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

11 月 8 日に B 社の株券 17 株を買付価額 363 万 8,000 円で買付け

7. 課徴金額

23万円

(計算方法) 228,000円(重要事実公表後の株価) × 17株
－ 3,638,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

知人名義の証券口座を利用した買付け

・ 相場操縦に係る事例

事例34 *

個人投資家である違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、A社株券を買い付ける一方、同株券を売り付けて株価を高騰させるなどし、A社株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

個人投資家（主として株取引により収入を得て生計を立てていた者）

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株券の株価の高値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3. 違反行為期間

1月5日午前9時12分ころから同月6日午後1時54分ころまでの間

（違反行為者の自己名義の証券口座と親族名義の証券口座との間で対当売買が頻繁に行われ、両口座による買付関与率（市場全体の売買高に占める違反行為者による売買高の割合）が高い期間を違反行為期間と認定した。）

（買付関与率）1月5日：約70%

1月6日：約40%

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

自己名義の証券口座及び親族名義の証券口座の2口座を使って、

信用取引により、

インターネットで

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、

合計17万株を買い付ける（買付価額294,165千円）一方、合計17万4,000株を売り付け（売付価額300,792千円）、

同株券の株価を1,680円から1,790円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額

745万円

(計算方法)

違反行為開始時における「みなし買付価額」

$$\begin{aligned} & 1,699 \text{ 円 (違反行為開始時の株価)} \\ & \times 228,000 \text{ 株 (違反行為開始時の買いポジション)} \\ & = 387,372,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

違反行為期間において確定した売買損益

(違反行為期間において 170,000 株を買い付け、174,000 株を売り付け)

$$\begin{aligned} & 300,792,000 \text{ 円 (174,000 株の売付価額)} \\ & - 1,699 \text{ 円} \times 174,000 \text{ 株 (みなし買付価額のうち 174,000 株分)} \\ & = 5,166,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

違反行為期間終了後 1 か月以内に確定した売買損益

(違反行為期間終了時において 224,000 株の買いポジション。その後 1 か月以内に 35,000 株を売り付け。)

$$\begin{aligned} & 61,755,000 \text{ 円 (1 か月以内に売り付けた 35,000 株の売付価額)} \\ & - 1,699 \text{ 円} \times 35,000 \text{ 株 (みなし買付価額のうち 35,000 株分)} \\ & = 2,290,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

課徴金額

$$5,166,000 \text{ 円} + 2,290,000 \text{ 円} \quad [1 \text{ 万円未満切捨て}]$$

・ 開示書類の虚偽記載に係る事例

事例 35

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第A期半期報告書

第A期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの（新株予約権発行価額 1,156 万円）

第A期半期報告書を組込情報とする。

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	400 万円	1 億 6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

第A期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8,800 万円	4 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

4. 課徴金額

222万9,999円

内訳(1) ① 第A期半期報告書 66万6,666円

第A期有価証券報告書 133万3,333円

〔平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。
法第185条の7第2項の規定により200万円を按分。〕

(2) 有価証券届出書 23万円

1,156万円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切り捨て]

[虚偽記載の態様の説明]

当社元社員は、当社在籍中に、当社の販売先名義の注文書、受領書等の証憑類を偽造し、これら偽造した証憑類を用いることにより、現実には存在しない当該販売先からの注文があるかのように装い、架空売上を計上した。

事例36 *

1. 発行者である会社

機械業、東京証券取引所市場第一部・大阪証券取引所市場第一部・名古屋証券取引所市場第一部・札幌証券取引所・福岡証券取引所上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第A期半期報告書

第A期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（1億4,300万株、株式発行価額559億1,300万円）

第A期半期報告書を参照書類とする

有価証券届出書

新株発行に係るもの（2,145万株、株式発行価額80億4,460万8,000円）

第A期半期報告書を参照書類とする

発行登録追補書類

社債発行に係るもの（社債発行価額300億円）

第A期半期報告書を参照書類とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期半期報告書（100万円未満四捨五入）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	28億1,700万円	100億9,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

第A期有価証券報告書（100万円未満四捨五入）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	158億2,500万円	45億9,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

15億9,457万9,999円

内訳(1)	第A期半期報告書	514万1,110円
	第A期有価証券報告書	1,028万8,889円
	第A期の市場価額の総額 × 3/10万 = 15,435,019円	
	法第185条の7第2項の規定により1,543万円を按分	
(2) ①	有価証券届出書	11億1,826万円
	55,913,000,000円(発行価額) × 2/100	
	有価証券届出書	1億6,089万円
	8,044,608,000円(発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]	
	発行登録追補書類	3億円
	300億円(発行価額) × 1/100	

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、長期大規模工事について工事進行基準により収益を認識していたが、当該基準が適用されるべき工事において、

具体的なコストダウン(原価削減)施策の検討を行わないまま、コストダウン効果を認識する、

原材料価格の上昇などによりコストダウン効果の見直しを行うべきであったにもかかわらず、これを行わない、

客先の合意を得ていない請負金額の増額をコストダウン効果として評価することにより、不適正にコストダウン効果を認識して総発生原価見通しを過少に見積もったり、

工事発注などの事実により期末までに認識可能な工事原価を総発生原価見通しに含めない

下請業者への支払いの蓋然性が高い工事原価を総発生原価見通しに含めない

海外子会社の原価把握の遅れ等により工事原価を総発生原価見通しに含めない

ことにより、工事の総発生原価見通しを過少に見積もっていた。

この結果、工事進捗率が上昇し売上高が過大に計上されていたほか、実際発生原価(売上原価)の過少計上、赤字工事に備える受注工事損失引当金等の過少計上により、利益が過大に計上されていた。

(参考) 工事進行基準は、長期の請負工事について、各決算期末において工事進捗率に応じて売上を計上して収益を認識する会計処理である。すなわち、工事進行基準は、工事全体で発生する工事原価を見積もった「総発生原価見通し」に対して、当期までに実際に発生した「実際発生原価」の割合を工事進捗率とし、当該工事進捗率に応じて請負金額の一部を売上に計上することにより収益を認識する方法である。このため、仮に総発生原価見通しを過少に見積もれば、同じ実際発生原価であっても工事進捗率が高くなり、売上が過大に計上されることとなる。

事例 37 *

1. 発行者である会社

建設業、東京証券取引所市場第一部・大阪証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権付社債の発行に係るもの（社債発行価額 10 億円）

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	1 億 6,500 万円	4 億 500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	9 億 1,100 万円	1 億 9,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	3,400 万円	9 億 1,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	10億300万円	16億2,400万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

2,499万9,999円

内訳(1)① 第A期半期報告書 66万6,666円
 第A期有価証券報告書 133万3,333円

〔 ①②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。
 法第185条の7第2項の規定により200万円を按分。 〕

第A+1期半期報告書 100万円

第A+1期有価証券報告書 200万円

〔 ③④は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分〕

(2) 有価証券届出書 2,000万円

10億円（発行価額）× 2/100

[虚偽記載の態様の説明]

(1) 当社のA支店では、工事原価を市場価格よりも相当に低い単価で見積もり、それをもとに一定の粗利益率を確保するとして工事予算額を厳守させたため、

工事進行基準が適用される工事において、総工事原価が過少に見積もられることにより、工事進捗率が高くなり売上が過大に計上されたほか、赤字工事にもかかわらず黒字工事として工事損失引当金の計上を回避した。

工事予算額を超過しそうな工事案件の工事原価を過少に計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事案件に付け替えること（工事原価の付替え）等により、利益を過大に計上した。

(2) また、工事進行基準が適用される工事において、実際発生原価を過大に計上することにより工事進捗率を嵩上げし、売上を過大に計上した。

事例 38 *

1. 発行者である会社

建設業、大阪証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 2 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (77 万株、株式発行価額 3 億 800 万円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

①の有価証券届出書の訂正届出書

第 A + 1 期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	5 億 8,100 万円	9 億 4,300 万円
連結当期純損益	3 億 5,000 万円	20 億 2,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、減損損失の不計上等

第 A + 1 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 2,600 万円	11 億 2,600 万円
連結中間純損益	3 億 700 万円	15 億 8,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	5億2,800万円	18億2,500万円
連結当期純損益	700万円	22億6,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等

第A+2期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18億400万円	4億8,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及び棚卸資産の過大計上等

4. 課徴金額

1, 266万円

内訳（1）① 第A期有価証券報告書	200万円
（平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。）	
第A+1期半期報告書	75万円
第A+1期有価証券報告書	225万円
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。</p> <p>②③は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分。</p> </div> </div>	
第A+2期半期報告書	150万円
300万円 × 1/2	
（2）有価証券届出書、同訂正届出書	616万円
308,000,000円（発行価額）× 2/100	

[虚偽記載の態様の説明]

(1) 不動産事業売上の不適正な計上

当社は、不動産事業売上げにおいて架空売上の計上、売上の前倒し計上により利益を過大に計上した。

(2) 工事進行基準の不適正な適用

当社は、工事進行基準が適用される工事において、総発生原価を過少に見積もることにより、売上を過大に計上するとともに、工事損失引当金の計上を回避した。

(3) 不動産事業支出金の不適正な計上

当社は、不良資産化した不動産事業支出金（土地代金、業務委託料等）について減損処理を行っていなかった。

(4) 延滞債権への貸倒引当金の不適切な処理

迂回資金により延滞債権等の回収を装うこと等により貸倒引当金の計上を回避した。

事例 39

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期半期報告書の訂正報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (1,500 株、株式発行価額 5 億 2,500 万円)

第 A 期の第 1 ~ 第 3 四半期の損益計算書を掲載

有価証券届出書

新株発行に係るもの (2,650 株、株式発行価額 1 億 5,370 万円)

第 A + 1 期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期第 1 ~ 3 四半期損益計算書 (1.(2)①有価証券届出書に掲載)

(100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,800 万円	500 万円
純損益	1,500 万円	800 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
当期純利益	1 億 5,100 万円	5,600 万円
純資産額	6 億 1,500 万円	5 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え

第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	5,100万円	3億5,800万円
純資産額	10億7,100万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上

第A+1期半期報告書の訂正報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	2億6,300万円	3億5,800万円
純資産額	8億5,800万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上

第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	3億8,600万円	1億9,600万円

虚偽記載の主要な態様： 前渡金の過大計上

4. 課徴金額

1,957万円

内訳（1）① 第A期有価証券報告書	300万円
第A+1期半期報告書	75万円
第A+1期半期報告書の訂正報告書	75万円
第A+1期有価証券報告書	150万円

（②～④は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）

（2）① 有価証券届出書	1,050万円
52,500万円（発行価額）× 2/100	
有価証券届出書	307万円
15,370万円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切り捨て]	

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、成果物を納品した事実がないにもかかわらず、偽装した検収書に基づいてA社に対する売上を過大に計上し、これに伴い売上債権も過大に計上された。

また、当社は、顧客に対し違約金を支払うこととなったが、その際、B社から違約金

相当額のソフトウェアを購入したように偽装してその購入代金の名目でB社に資金を支払うことにより、B社からA社を通じて顧客に違約金を支払った。その結果、本来、当該違約金は特別損失として費用計上されるべきところ、B社から購入したソフトウェアとして無形固定資産に付け替えて計上され、費用が過少に計上された。

更に、当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、顧客との折り合いが合わず、顧客から契約解除通知を受けたにもかかわらず、当該プロジェクトに係る仕掛品を特別損失として費用に計上せず、棚卸資産として計上し続け、棚卸資産が過大に計上された。

加えて、当社は、未回収のA社に対する架空の売上債権を回収したことにするため、取引先のC社に前渡金の名目で弁済資金を支払ったうえ、C社からA社を通じて当社に当該弁済資金を振り込ませ、もって売上債権が回収されたかのように偽装した。この結果、売上債権に代わり、C社に対する前渡金が過大に計上されることとなった。

事例 40 *

1. 発行者である会社

倉庫・運輸業、大阪証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 2 期半期報告書

第 A + 2 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権付社債に係るもの（社債発行価額 50 億円）

第 A - 1 期有価証券報告書を参照書類とする

有価証券届出書

新株予約権付社債に係るもの（社債発行価額 3 億円）

有価証券届出書

新株予約権付社債に係るもの（社債発行価額 2 億 6,000 万円）

有価証券届出書

新株予約権付社債に係るもの（社債発行価額 1 億円）

有価証券届出書

新株発行に係るもの（60,023,540 株、株式発行価額 51 億 200 万 900 円）

※②～⑤は、第 A 期連結財務諸表及び第 A + 1 期中間期連結財務諸表を掲載

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A - 1 期有価証券報告書 (2.(2)①有価証券届出書の参照書類)

(100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	6 億 5,600 万円	2 億 700 万円
連結純資産額	72 億 4,700 万円	13 億 6,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等の過大計上等

第A期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	10億8,300万円	9億9,400万円
連結中間純損益	5億7,800万円	11億7,000万円
連結純資産額	76億9,700万円	26億2,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	18億8,500万円	5億2,800万円
連結当期純損益	13億1,400万円	9億5,500万円
連結純資産額	90億5,200万円	17億9,600万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3億1,900万円	3億1,300万円
連結純資産額	15億8,600万円	6億500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9億1,800万円	16億4,300万円

虚偽記載の主要な態様： 長期未収入金等の過大計上等

第A+2期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8億4,900万円	1億3,400万円

虚偽記載の主要な態様： 長期未収入金等の過大計上等

第A+2期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2億4,800万円	4億1,100万円
連結純資産額	7億8,600万円	2億9,800万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等

4. 課徴金額

2億2,424万円

- 内訳（1）① 第A期半期報告書 100万円
 第A期有価証券報告書 200万円
 （①②は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）
 第A+1期半期報告書 100万円
 第A+1期有価証券報告書 200万円
 （③④は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）
 第A+2期半期報告書 100万円
 第A+2期有価証券報告書 200万円
 （⑤⑥は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）
- （2）① 有価証券届出書 1 億円
 50億円（発行価額）× 2/100
 有価証券届出書 600万円
 3億円（発行価額）× 2/100
 有価証券届出書 520万円
 26,000万円（発行価額）× 2/100
 有価証券届出書 200万円
 1億円（発行価額）× 2/100
 有価証券届出書 1億204万円
 5,102,000,900円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切り捨て]

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、貨物運送業務の委託先である委託事業主に貨物軽自動車を販売して売上を計上するとともに、その多くの場合、委託事業主は、当社が債務保証契約を締結している信販会社との間でオートローンを組んでいたが、

(1) 車輛売買契約解約に伴う売上及び車輛売買代金債権の取消し回避

当社は、委託事業主との車輛売買契約が解約された際、本来であれば計上した売上を取り消すべきところ、当該委託事業主に対する債権があるかのような合意書を偽造し、売上の取消し処理を回避するとともに、長期未収入金等として資産に計上した。

(2) 委託事業主に対するオートローン求償債権に係る貸倒不処理

当社は、委託事業主がオートローン債務の返済を遅延したため、当社が信販会社に代位弁済し取得した求償債権について、所在不明などにより委託事業主からの回収可能性が乏しいにもかかわらず、委託事業主との間の返済方法等に係る合意書を偽造することにより、貸倒損失等を過少に計上するとともに、長期未収入金等を過大に計上した。

(3) 委託事業主名での入金偽装等による貸倒引当金の計上回避

当社は、偽造合意書に基づき資産計上された長期未収入金等について、返済が行われないときには所定の貸倒引当金を計上する必要があるところ、委託事業主名で返済金相当額を当社に入金することにより、あたかも委託事業主が返済しているかのように装い、貸倒引当金の計上を回避した。

(4) 連結対象とすべき会社等の連結対象からの除外

このほか、当社が業務提携等の契約を締結し、不適正な会計処理にも利用していた会社等について、当社の従業員が代表取締役等に就任するなど、当社が実質的に支配し、連結対象にすべきものと認められるにもかかわらず、当社と直接の資本関係がないとして、連結の対象から除外していた。

事例 4 1

1. 発行者である会社

建設業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A + 1 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (990 万株、株式発行価額 9 億 9,000 万円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株発行に係るもの (3,500 万株、株式発行価額 35 億円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの (新株予約権発行価額 160 万円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株予約権付社債発行に係るもの (社債発行価額 20 億円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	2 億 400 万円	1 億 1,800 万円
連結純資産額	3,400 万円	18 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

第 A + 1 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8,700 万円	4 億 8,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

4. 課徴金額

1億3,133万円

内訳(1) 第A+1期半期報告書 150万円

300万円 × 1/2

(2) ① 有価証券届出書 1,980万円

99,000万円(発行価額) × 2/100

有価証券届出書 7,000万円

350,000万円(発行価額) × 2/100

有価証券届出書 3万円

160万円(発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]

有価証券届出書 4,000万円

200,000万円(発行価額) × 2/100

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、完成工事の外注費を他の未成工事に付替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費の費用計上を翌期以降に繰り延べた。

事例 4 2

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（189 万 3,700 株、株式発行価額 10 億 5,479 万 900 円）

第 A 期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1 億 1,600 万円	5 億 2,400 万円
連結純資産額	27 億円	20 億 5,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 損失の繰延べ

4. 課徴金額

2, 259 万円

内訳 (1) 第 A 期半期報告書 150 万円

300 万円 × 1/2

(2) 有価証券届出書 2, 109 万円

1,054,790,900 円（発行価額）× 2/100 [1 万円未満切捨て]

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム構築プロジェクト案件について、A 社と B 社との間の取引を仲介して a % のマージンを得ることとなっていたところ、当該プロジェクト案件の要件定義の工程において P 円の売上を計上し、P 円から a % を割り引いた Q 円を売上原価として (P - Q) 円の利益を計上した。

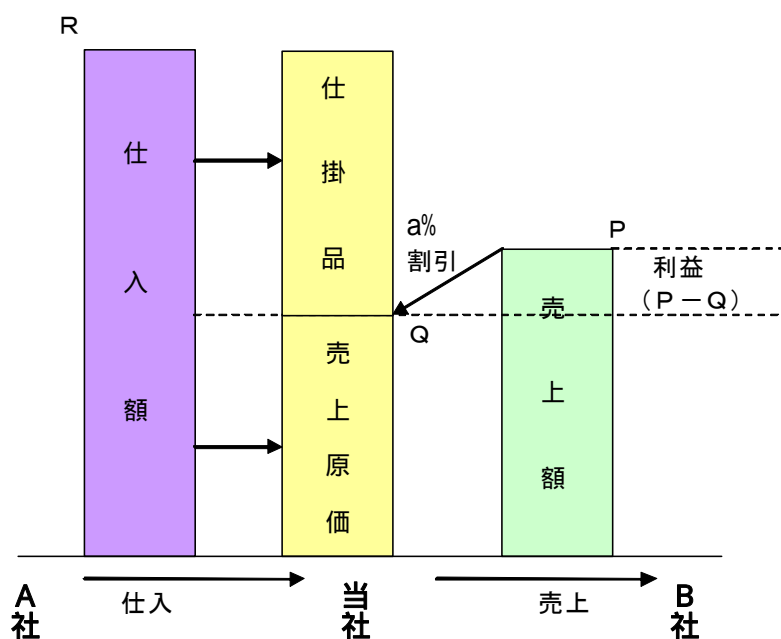
しかし、調査の結果、要件定義工程の作業工数等からすれば、P 円の売上に対応する仕入原価は R 円 (> P 円) であり、決算期末において、R 円のうち Q 円が売上原価として、残りの (R - Q) 円が仕掛品（たな卸資産）として計上されていることが判明した。

すなわち、当社は本件プロジェクト案件全体として a % のマージンを得ることになった

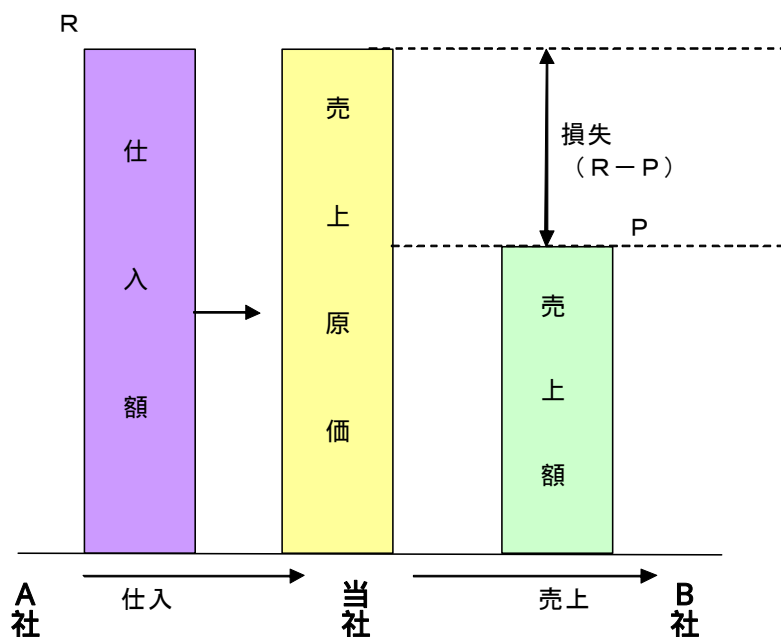
ていたが、要件定義工程に限れば、P円の売上に対し、それを超えるR円の仕入を行う契約になっており、当決算期においては(R-P)円の損失が生ずるはずであった。しかし、当社は、仕掛品(たな卸資産)として(R-Q)円の売上原価の計上を繰り延べたために、当決算期において同額の利益が過大に計上されることとなった。

(注) 要件定義：システムの開発・設計の工程に入る前に、ユーザーの要求を実現するために必要な前提事項等を整理し、システム化する範囲や仕様を明確にする工程。

(当社の不適切な会計処理)



(正当な会計処理)



事例43 *

1. 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所マザーズ上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第A期有価証券報告書

第A+1期半期報告書

第A+1期有価証券報告書

第A+2期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（1万9,610株、株式発行価額9億2,167万円）

第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株予約権付社債発行に係るもの（社債発行価額4億円）

第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4,000万円	8億9,400万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2億5,400万円	10億500万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	9,500万円	4,000万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

第A+2期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,200万円	8,300万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

4. 課徴金額

3,393万円

内訳（1）① 第A期有価証券報告書 300万円
 第A+1期半期報告書 100万円
 第A+1期有価証券報告書 200万円

（②③は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）

第A+2期半期報告書 150万円
 300万円 × 1/2

（2）① 有価証券届出書 1,843万円
 921,670,000円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切り捨て]
 有価証券届出書 800万円
 4億円（発行価額）× 2/100

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、過年度において、循環取引やスルー取引により、ソフトウェアの架空売上が計上する一方、仕入れた架空のソフトウェアを無形固定資産として資産計上し、また架空資産についてリース契約を活用して費用の繰り延べを行い、利益を過大に計上していた。

そして、新たな循環取引等が行われなくなった第A期以降も、架空のソフトウェアが資産計上され、又は、リース契約の対象とされたままで、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により純資産額が過大に計上されていた。

事例 4 4

1. 発行者である会社

証券業、東京証券取引所市場第一部上場・大阪証券取引所市場第一部上場・名古屋証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（発行開示書類）

発行登録追補書類

社債発行に係るもの（社債発行価額 500 億円）

第 A 期有価証券報告書を参照書類とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	777 億 1,700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純利益	469 億 3,500 万円	352 億 6,800 万円

虚偽記載の主要な態様：

- ・ 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかった。
- ・ 前記孫会社が発行し前記子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどして前記子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上した。

4. 課徴金額

5 億円

500 億円（発行価額）× 1/100

[虚偽記載の態様の説明]

子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかったことについて

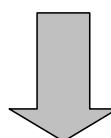
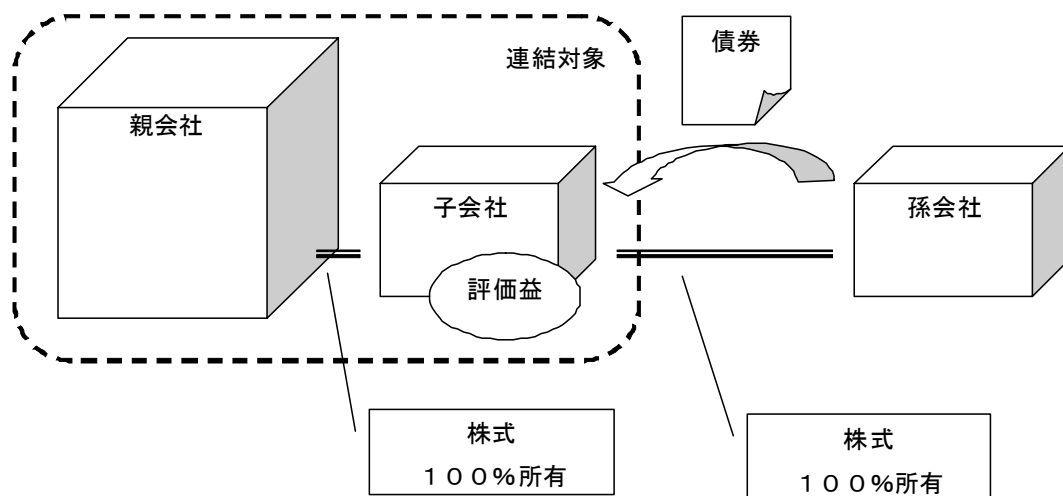
当社（A 株式会社）は、その連結子会社 B 社が株式の全部を保有する孫会社 C 社を通じて K 社を買収したところ、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号）2(6)⑥において「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資

育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。」（以下「V C条項」という。）とされているとして、C社をA社の連結の範囲に含めていなかった。しかし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第1項は、「連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。」と規定し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項は、「この規則において『親会社』とは、他の会社等・・・の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関・・・を支配している会社等をいい、『子会社』とは、当該他の会社等をいう。・・・子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」と規定している。そして、同条第4項第1号は、「他の会社等の意思決定機関を支配している会社」に該当する場合として「他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社」を掲げている。したがって、本件のように、子会社B社が孫会社C社の株式の全部を保有している場合には、原則として、当該孫会社C社は連結の範囲に含まれる。

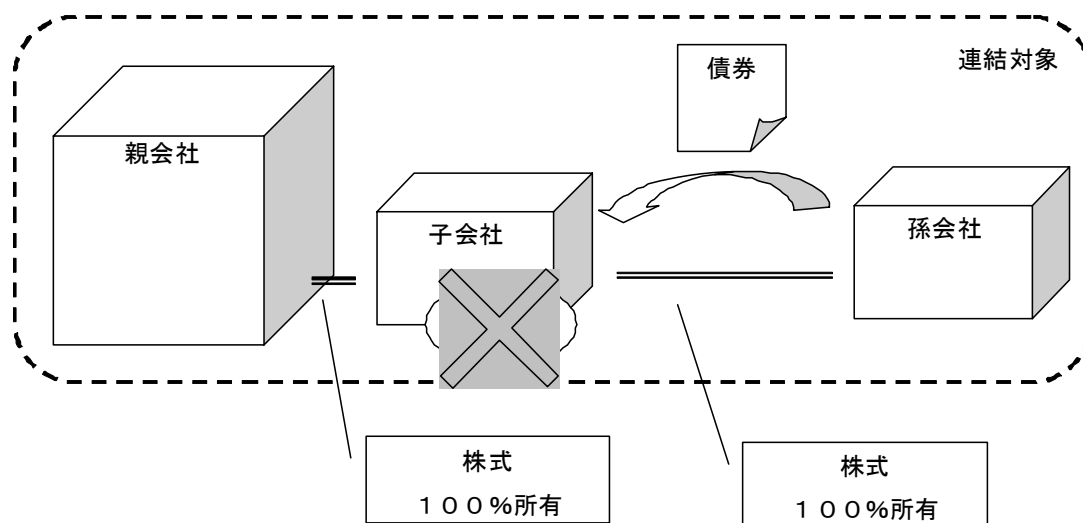
なお、財務諸表等規則第8条第4項但書は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。」と規定し、他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合であっても、これを連結の範囲に含めないことができる場合を定めているが、①C社は事務所も従業員もいないペーパーカンパニーであり、②C社の役員は全てB社の役職員が兼務しており、③C社はK社を買収するためにB社に利用されていたことなど、C社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたことは明らかであり、財務諸表等規則第8条第4項但書は適用されない。

V C条項は、財務諸表等規則第8条第4項但書が規定する「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる」場合の1つの例として、「財務諸表提出会社がベンチャーキャピタルであり、株式保有に伴う議決権の所有が意思決定機関の支配に該当していても、実質的に支配していないと考えられる場合を示したもの」（「新しい連結財務諸表制度解説」（日本公認会計士協会編）62頁）にすぎない。連結の範囲に含めるか否かは、判定の対象となる会社それぞれに、その意思決定機関を実質的に支配しているか否かを個別に検討するものであり、前述のとおり本件のC社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたと認められるため、A社はC社を連結の範囲に含めなければならないと認定したものである。

(連結の範囲)



孫会社まで連結の範囲に含まれる。

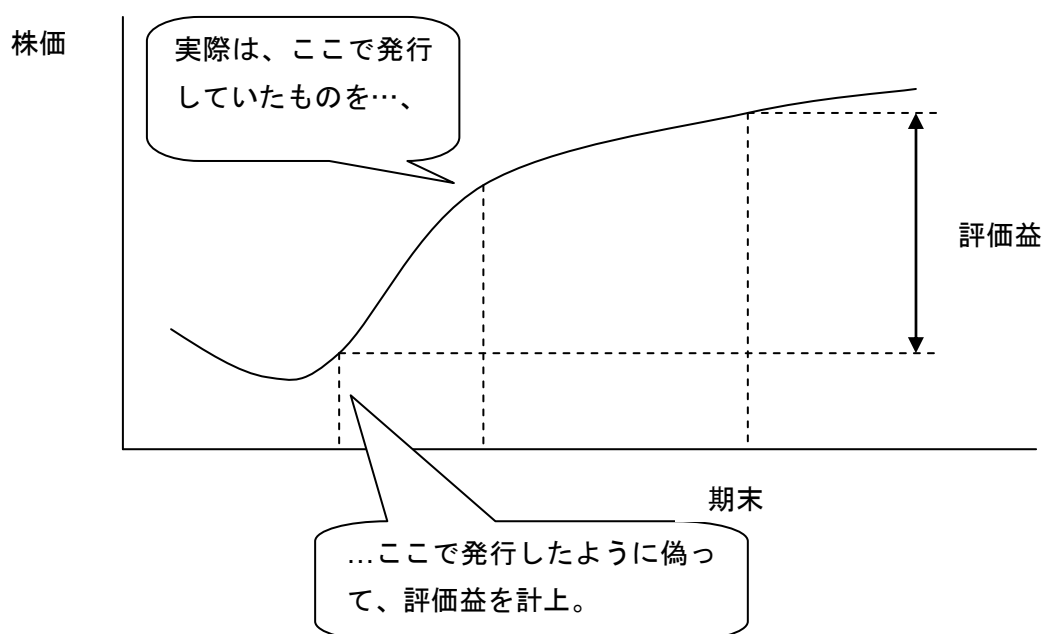


孫会社が発行し子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどして子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上したことについて

他社株券償還特約付社債券（Exchangeable Bond、以下「EB債」という。）とは、あらかじめ定められた日において、所定の条件を満たす場合には、現金で償還されるのではなく、所定の銘柄の株券で償還される条項が付された社債券のことをいう。C社からB社に発行された本件EB債は、①取得者であるB社はいつでも一定の交換価

格でK社の株式と交換できる権利（コールオプション）を保有し、②発行者であるC社は満期償還日に現金で償還するか、K社の株式で償還するかを選択できる権利（プットオプション）を保有するものであるところ、このようなEB債については、金融商品会計基準上、それに組み込まれたデリバティブたるオプション部分を区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理することになる。C社は、本件EB債がX日に発行されたとし、本件EB債とK株式との交換価額をX日の2日前のK株式の株価P円と設定していたところ、B社の決算期にはK株式の株価がQ円まで上昇したことから、その差額をもとに本件EB債の評価益を計上した。しかし、調査の結果、本件EB債のスキームが最終的に決定されたのはX日ではなく、K株式の株価がQ円近くまで上昇した後のY日頃であることが判明し、本件EB債評価益の計上が過大であると認められた。すなわち、K株式の株価が上昇した後にEB債のスキームを最終的に決定しながら、本件EB債の評価益を計上するために、あたかも株価が上昇する前のX日にEB債を発行したかのように発行日を遡って設定して会計帳簿等を作成し、本来計上できないEB債評価益を不正に利益に計上したと認定したものである。

（EB債の評価益）



事例 4 5

1. 発行者である会社

小売業、東京証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	8 億 200 万円	9 億 3,900 万円
連結中間純損益	68 億 1,500 万円	69 億 5,000 万円
連結純資産額	50 億 5,100 万円	40 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3 億 6,000 万円	5 億 2,900 万円
連結当期純損益	66 億 2,400 万円	67 億 9,000 万円
連結純資産額	52 億 6,100 万円	42 億 5,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額

1 6 5 万 9, 9 9 9 円

内訳 第 A 期半期報告書 5 5 万 3, 3 3 3 円

第 A 期有価証券報告書 1 1 0 万 6, 6 6 6 円

平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。

第 A 期の月数は 10 月。法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 166 万円
（200 万円×10/12、1 万円未満切捨て）を按分。

[虚偽記載の態様の説明]

当社の部長らは、引渡し前の工事物件について、引渡書を偽造する等して売上を前倒し計上し、また、工事物件の原価を翌期以降の他の工事物件の原価として付け替えるなどの方法により原価の計上を先送りして、利益を過大に計上した。

事例 4 6

1. 発行者である会社
建設業、福岡証券取引所上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期半期報告書
第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1,900 万円	2 億 6,100 万円
連結純資産額	4 億 4,300 万円	10 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 5,500 万円	1 億 4,100 万円
連結純資産額	6 億 5,900 万円	8 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額

1 9 9 万 9, 9 9 9 円

内訳 第 A 期半期報告書 6 6 万 6, 6 6 6 円
第 A 期有価証券報告書 1 3 3 万 3, 3 3 3 円

〔平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。
法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 200 万円を按分。〕

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、売上の計上基準として建物引渡完了日基準を採用しているにもかかわらず、未完工で引渡未了の物件につき、工事が完了し建物引渡済であると仮装して売上の前倒し計上を行うこと等により、過大な利益を計上していた。

当社は、監査法人に対し、物件視察にあたっては当該売上の前倒し計上を行った物件についてあたかも引渡が完了し入居済であるかのように偽装したり、建物引取書を偽造するなどして虚偽の説明を行うことにより組織的な隠蔽工作を行っていた。

事例 4 7

1. 発行者である会社
機械業、ジャスダック上場
2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2 億 9,100 万円	600 万円
連結純資産額	13 億 2,300 万円	10 億 2,400 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額
300 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、決算期末以降に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにもかかわらず、確定受注として決算期末までに出荷・納品がなされたものとして売上が前倒し計上するとともに、これを適正な売上高とみせかけるために原始証票を含む一部の書類を偽造または改竄する等して利益を過大に計上していた。

事例 48 *

1. 発行者である会社
サービス業、大阪証券取引所ヘラクレス上場
2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	12 億 4,500 万円	8 億 6,200 万円以下
連結当期純損益	5 億 2,200 万円	1 億 3,900 万円以下

虚偽記載の主要な態様：売上の前倒し計上

4. 課徴金額
300 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、取引先に対するコンサルティング及びソフトウェアの取引について、実際には商品としての価値が整わないまま、第 A 期に売上を前倒し計上することにより利益を過大に計上し、第 A + 1 期に当該売上を取り消した。

事例 49 *

1. 発行会社である会社
機械業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期半期報告書
第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	200 万円	6,800 万円
中間純損益	700 万円	9,500 万円
純資産額	6 億 3,800 万円	4 億 7,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,700 万円	6,400 万円
当期純損益	1,700 万円	9,700 万円
純資産額	6 億 2,500 万円	4 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等

4. 課徴金額
300 万円

内訳 第 A 期半期報告書 100 万円
第 A 期有価証券報告書 200 万円

（法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。）

[虚偽記載の態様の説明]

(1) 売上の前倒し計上

当社は、検収基準により売上を計上していたが、出荷は完了しているものの検収が完了していなかったり、出荷が間に合わず翌期初めの出荷となった機械について、顧客に検収書の発行を依頼するなどして、売上の前倒し計上を行った。

(2) クレーム賠償金に係る不適正な処理

当社は、取引先A社から、販売した機械の品質等についてクレームを受け、実質的な賠償金としてA社にP円を支払うこと等を合意した。

しかし、本来であれば「クレーム賠償金」としてP円全額を損失処理すべきところ、当社は、A社との間で実態のない技術提供契約を締結したとして試験研究費の名目でQ円を、A社から新たな設備を購入したとして設備の名目でR円をそれぞれ計上し、適正な会計処理を行わなかった（賠償金P円＝試験研究費名目Q円＋設備名目R円）。

事例50 *

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期第 1 四半期報告書

第 A + 1 期第 2 四半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	12 億 2,800 万円	7 億 6,100 万円
連結当期純損益	6 億 4,500 万円	34 億 2,100 万円
連結純資産額	104 億 3,500 万円	63 億 9,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等

第 A + 1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	100 億 4,100 万円	65 億 1,400 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及びのれんの過大計上等

第 A + 1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	61 億 3,700 万円	35 億 6,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及びのれんの過大計上等

4. 課徴金額

600 万円

内訳 第 A 期有価証券報告書 300 万円
 第 A + 1 期第 1 四半期報告書 150 万円
 300 万円 × 1/2
 第 A + 1 期第 2 四半期報告書 150 万円
 300 万円 × 1/2

[虚偽記載の態様の説明]

(1) 架空売上の計上・売上の前倒し計上

当社は、

発注書や受注書を不正に作成して架空売上が計上し、また、

ソフトウェア使用許諾契約について、実際には交渉中であったにもかかわらず、契約日付を偽った契約書を不正に作成し、売上が前倒し計上することにより、売上が過大に計上した。

(2) 実態のない事業譲渡に基づく「のれん」の計上

当社は、主要取引先であるX社からの売上債権の支払いが滞るようになったため、売掛金や貸付金等の債権を被担保債権としてX社の登録商標、売掛金、製品在庫に対する担保権を実行したが、その実行によって回収できなかった売上債権について、本来であれば貸倒損失を計上すべきところ、X社の事業に係るノウハウ等を引き継いで実質的に事業譲受けが行われたとして、実際には事業譲受けが行われていなかったにも関わらず、「のれん」を計上し、損失計上を回避することで利益を過大に計上した。

(3) 貸倒引当金等の計上回避

当社は、回収可能性に疑義がある売上債権について、

実態のない債権譲渡契約書を作成して他の会社に譲渡したように装ったり、

債務保証契約書を不正に作成して優良企業が債務保証したかのように装う

ことにより、貸倒引当金の計上を回避した。

事例 5 1 *

1. 発行者である会社
卸売業、ジャスダック上場
2. 対象開示書類（継続開示書類）
 - 第 A 期有価証券報告書
 - 第 A + 1 期半期報告書
 - 第 A + 1 期有価証券報告書
3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	4 億 6,700 万円	3,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	2 億 8,000 万円	8 億 2,700 万円
純資産額	48 億 6,600 万円	38 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 6,300 万円	12 億 2,700 万円
連結純資産額	46 億 7,900 万円	34 億 8,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

500万円

内訳 第 A 期有価証券報告書 200万円

(平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。)

第 A + 1 期半期報告書 75万円

第 A + 1 期有価証券報告書 225万円

〔 ②は、平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。
②③は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。 〕

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、

アウトレット店舗の实地棚卸の結果を記載した棚卸原票に、実在しない架空の商品を在庫として記載することにより、期末の在庫数量を水増しする、

評価単価の低い倉庫在庫を評価単価の高いアウトレット店舗の在庫として計上することにより、期末の在庫評価額を増額する、

アウトレット店舗の在庫の評価を恣意的に高く評価し、期末の在庫評価額を増額する

ことにより、期末商品棚卸高を過大に計上した。

この結果、売上原価が圧縮され過少に計上されることとなり、利益を過大に計上した。

事例 5 2 *

1. 発行者である会社

卸売業、札幌証券取引所上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 2 期半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	3,000 万円	3,200 万円
純資産額	21 億 3,800 万円	16 億 1,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	17 億 7,200 万円	13 億 3,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	18 億 9,400 万円	14 億 3,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

第 A + 2 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	17 億 3,300 万円	12 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

4. 課徴金額

750万円

内訳	第 A 期有価証券報告書	300万円
	第 A + 1 期半期報告書	100万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	200万円

(②③は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分)

	第 A + 2 期半期報告書	150万円
	300万円 × 1/2	

[虚偽記載の態様の説明]

当社の A 部において、仕掛品に係る架空伝票を作成して原価ファイルに挿入したり、材料費・加工費等の作業時間を集計した発注原価報告書を改ざんするなどして、期末仕掛品残高を過大に計上することにより、当該決算期の製造原価を過少に計上し、利益及び純資産額を過大に計上していた。

事例 5 3

1. 発行者である会社

小売業、東京証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 400 万円	2 億 6,100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	18 億 300 万円	11 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 5,200 万円	6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8 億 3,600 万円	6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

4. 課徴金額

600万円

内訳	第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書	300万円
	第 A + 1 期半期報告書	60万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	120万円
	第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書	120万円

(②～④は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分)

[虚偽記載の態様の説明]

当社の子会社は、売上原価や営業費等の各種費用について、その計上を翌期以降に繰り延べたり、その一部を不算入としたりするなどして、売上原価並びに販売費及び一般管理費を過少に計上した。

また、固定資産（営業所建物等）の減損処理について、上記の不正経理を把握しないまま立てた事業計画に基づき、十分な将来利益あるいはキャッシュフローが見込めると判断し、減損の兆候はないものとして、減損損失を計上していなかった。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業においては、検証すべき内容が膨大でありながら十分な体制を整えず、売上原価、販売費及び一般管理費及び減損損失等の見直しが不十分であった。

事例 5 4

1. 発行者である会社
建設業、東京証券取引所市場第一部上場
2. 対象開示書類（継続開示書類）
 - 第 A 期半期報告書
 - 第 A 期有価証券報告書
 - 第 A + 1 期半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	45 億 3,200 万円	35 億円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	50 億 100 万円	39 億 7,800 万円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	35 億 8,800 万円	25 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

4. 課徴金額

349万9,999円

内訳 第A期半期報告書 66万6,666円

第A期有価証券報告書 133万3,333円

〔①②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。
法第185条の7第2項の規定により200万円を按分。〕

第A+1期半期報告書 150万円

300万円 × 1/2

[虚偽記載の態様の説明]

当社の連結子会社の役員は、利益を過大に計上するため、当該連結子会社について、①リース資産の減価償却費の過少計上、②リース収入（売上）の架空計上を行うとともに、その見合いとして架空のリース資産を計上した。そして、同役員は、監査法人の監査にあたり、リース資産台帳の該当ページを抜き取り、リース資産の架空計上を隠蔽していた。

事例 5 5

1. 発行者である会社
建設業、ジャスダック上場
2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期有価証券報告書
3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	21 億 5,100 万円	15 億 2,500 万円
連結純資産額	37 億 7,100 万円	33 億 9,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 退職給付引当金の過少計上

4. 課徴金額
200 万円
(平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。)

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、退職給付制度について、信託銀行に退職給付債務の数理計算業務を委託していたところ、退職給付制度を改訂した際、信託銀行に提出した退職給付債務額等の算定の基礎となるデータの一部に誤りがあった。そして、信託銀行が、当該データを使用して退職給付債務額を計算したため、退職給付債務の額が過少に計算され、退職給付債務の額から年金資産の額を控除して計算する退職給付引当金が過少に計上された。

事例 5 6

1. 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

第 A 期有価証券報告書の訂正報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

第 A 期有価証券報告書の訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

4. 課徴金額

300 万円

内訳 第 A 期有価証券報告書 120 万円

第 A 期有価証券報告書の訂正報告書 180 万円

①は、平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。
法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。

[虚偽記載の態様の説明]

当社社員は、A 社に対していわゆる「貸し」を作ろうとの目論見から、A 社から依頼された代金の立替払いを行ったが、その後、A 社からは立替代金の支払いを受けられなかった。

また、別途 A 社からの依頼により、B 町が進めていた IT プロジェクトのためのソフトウェアを A 社に先行発注したところ、B 町において同プロジェクトの予算化が見送られ、当該ソフトウェアは納品できないまま在庫として残った。

当該社員は、A 社から立替代金の弁済を受けられないことやソフトウェア在庫の取扱

いに苦慮し、当該在庫に立替代金を上乗せして他社に転売した。その後、当該他社に他の転売先を斡旋するなどして次々と転売を繰り返し、商流の中で当社が買い取り再度他社に転売するという循環取引を4年間にわたり繰り返した。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業は、上記架空売上及び架空仕入の計上とは関係のない事項についての変更（売上高及び仕入高についての総額表示から純額表示への変更）を行ったものにすぎず、当該訂正報告書にも虚偽の連結当期純損益の額が記載された。

事例 5 7

1. 発行者である会社

電気機器業、東京証券取引所市場第一部上場・大阪証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,268 億 7,200 万円	1,746 億 4100 万円

虚偽記載の主要な態様：関係会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上

4. 課徴金額

830 万円

$$\left(\begin{array}{l} \text{第 A 期の市場価額の総額} \times 3/10 \text{ 万} = 16,603,609 \text{ 円} \\ 16,603,609 \text{ 円} \times 1/2 \quad [1 \text{ 万円未満切り捨て}] \end{array} \right)$$

[虚偽記載の態様の説明]

関係会社株式について、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号）によれば、子会社・関連会社（以下、「関係会社」という。）の株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以下に低下した場合（以下、「50%基準」という。）には減損処理をしなければならないとされている。ただし、おおむね 5 年以内に実質価額が取得原価まで回復する見込みが十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる。

しかしながら、当社は、減損処理の可否を判定するに当たり、全ての関係会社を検討の対象とすべきところ、全ての関係会社の財務計数を把握していなかったため、月次連結決算の対象会社等のみを対象としていた。また、関係会社の純資産額（実質価額）を算定するに当たり、孫会社を有する全ての関係会社について間接投資損益を考慮すべきところ、一部の関係会社についてしか考慮していなかった。さらに、50%基準に該当しても、含み損が少額な関係会社は、回復可能性を検討することなく、重要性が低いとして減損処理を見送っていた。この結果、当社は、貸借対照表において関係会社株式を過大に計上していた。

また、関係会社損失引当金については、一般に、債務超過の関係会社に対する貸付金について、金融商品に関する会計基準等に従い関係会社の財政状況及び経営成績等を考慮のうえ、債務超過額を上限として貸倒引当金を計上し、貸付金額を超えて債務超過額がある場合には、当該超過額について関係会社損失引当金を計上することとなる。

しかし、当社は、貸倒引当金及び関係会社損失引当金の検討にあたり、債務超過に陥っている全ての関係会社を引当金の検討対象とすべきところ、当社が重要と判断した債務超過の関係会社しか引当金の検討をしていなかった。このため、貸借対照表において貸倒引当金及び関係会社損失引当金を過少に計上していた。